

児童クラブの実施時間を拡大

3月定例会では、
5つの条例制定と9つの一部改正が行われました。
ここでは、あま市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（以下、「児童クラブ条例」）
の一部改正と、
あま市男女共同参画推進条例（以下、「男女共同参画推進条例」）および
あま市看護修学資金貸与条例（以下、「看護修学資金貸与条例」）について、
いくつかの質疑を取り上げ、討論された内容も要約してお伝えします。



児童クラブで仲良く

学校休業日は午前7時半から 延長利用負担金は1日100円

児童クラブ条例

基準の実施時間を、
学校のある日は下校
後から午後6時半ま
でとし、学校が休みの
日は午前8時から午
後6時半までとする。
学校のある日の午
後6時半から午後7
時まで、学校が休みの
日の午前7時半から
午前8時及び午後6
時半から午後7時ま
でを延長利用時間と
し、延長利用1日につ
き100円を月額負
担金に加算する改正。

問 実施時間繰り上げの
理由は、

福祉部長 昨年7月に実
施した利用家庭へのアン
ケートの結果、約45%
↙

✓の233名が、繰り上げてほしいと答えられた。この結果を踏まえ十分検討した結果が今回の改正である。

問 何名の利用を見込んでいるか。

福祉部長 おおむね一つの児童クラブで1日一人と予測している。

問 延長利用負担金はどうしても必要か。

福祉部長 利用者の公平性を保つことも含め、受益者に負担していただく。

【反対討論】

子育て家庭への環境を整えるため、放課後児童クラブの実施時間を拡大することはいいことである。

しかしながら、月額負担金で100円増加することについては問題がある。

【賛成討論】

少子化の抑制、そして働くお母さんたちを応援できるこの事業は大変すばらしい。

近隣市町の現況も踏まえ、公平性、受益者負担の観点からも、この条例の一部改正は適正と考える。

採決結果

賛成多数により、原案どおり可決。

男女共同参画推進条例

社会のあらゆる分野において、依然として性別による固定的な役割分担意識が根深く、男女が平等に社会に参画する機会を阻害している場合がある。

あま市では、誰もが住みよく、希望にあふ

れた心豊かなまちづくりを目指し、市、市民、事業者が連携し、男女共同参画社会の実現に積極的に取り組む姿勢を明らかにするため本条例を制定する。

問 男女共同参画の計画をどのようにつくって推進していくのか。

人権推進課長 24年度中に男女共同参画推進プランが完成予定である。その中に、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において活動に参加できる機会の確保等の実施計画的なものを盛り込む予定である。

また、男女共同参画についての講演会の開催や啓発等を手掛けていく。

問 市役所の幹部職員への女性の登用について、計画的な数値目標を持つ

て増員していく必要性を感じるが、どう考えているのか。

市長 計画的にということも大事だが、能力を見極めて女性の登用もしていきたい。



職務に励む女性職員

問 市の臨時職員は圧倒的多数が女性職員である。女性を安上がりな労働力として使っているのではないか。

企画財政部長 パート募集は、男性の方を拒んで

いるわけではない。採用については、男女同じ扱いで今後もやっていく。

採決結果

全員賛成により、原案どおり可決。

看護修学資金貸与条例

看護職員養成施設在学者で、卒業後、看護職員としてあま市民病院に勤務しようとする方に修学資金を貸与する条例。

問 募集はどのように行うのか。

市民病院事務局長 市民病院に実習に来ていただいている養成施設、実習を希望されている養成施設などには、直接訪問するなどして内容を説明し

たい。

その他の養成施設には、郵送や電話でPRをしていきたい。

市や病院のホームページなどに掲載もしていきたい。

問 募集定員はあるのか。多数の申し込みがあった場合、どうするか。

市民病院事務局長 修学資金の総額を予算で定めている。たとえば、全員看護師の場合は6名分。選考は、書類審査および面接によって行う。

採決結果

全員賛成により、原案どおり可決。